

安定的な地方財政運営の確保に関する提言

都市自治体の安定的な地方財政運営に資するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 中期財政フレームの改訂に当たっては、まず、国が行政改革に取り組むとともに、国と地方のプライマリー・バランスの黒字化の名のもとに、国の赤字の地方への付け替え等による地方公共団体への負担転嫁を行わないこと。
2. 都市自治体は、厳しい財政運営を強いられるなか、歳入面での改革として債権の徴収強化に取り組んでいるところであるが、強制徴収権のない高等学校等使用料（授業料）等の非強制徴収公債権や公営住宅使用料、学校給食費等の私債権の徴収率は強制徴収公債権に比べ低水準にある。このため、財政面からの必要性だけでなく、受益者負担の公平性を図る観点から、各債権の徴収に係る制度の見直しを行うこと。